

精神障害者早期退院支援事業の 補助対象を拡充しました！

補助対象の何を拡充したの？

今までは医療保護入院者退院支援委員会だけだったけど、医療保護入院中のケア会議もすべて対象になったよ！

対象は地域援助事業者だけなの？

グループホームや訪問看護ステーション、クリニックなど退院後の生活環境に関わる地域支援者も対象になったんだ♪

いつから？

平成28年1月からだよ★

目的

医療と福祉の関係者が連携し、早期退院に必要な体制の充実を図ることで、医療保護入院者の円滑な地域生活への移行や定着をさらに進めることを目的とする。

補助対象者

都内に所在する精神科病院の開設者

事業概要

★補助対象となるのは？

医療保護入院中のケア会議（注1）に退院後の生活環境に関わる地域支援者（注2）が参加した際に、精神科病院が支払った、出席するために必要な報酬や交通費

★補助基準額は？

- | | | | |
|---------------------|---|-----------|------------------|
| *精神科病院が地域支援者に支払った費用 | ⇒ | 1事業所あたり | 8,000円 |
| *精神科病院の事務手数料 | ⇒ | 1病院・1日あたり | 8,760円（令和6年4月から） |

★申請はいつするの？

四半期ごとに、東京都から依頼文を送ります。
該当するケースがある場合は、その依頼文に基づき申請してください。

（注1）医療保護入院者退院支援委員会及びその他の医療保護入院期間中に地域生活に移行するための会議をいう。

（注2）地域援助事業者及びその他の退院後の生活において特に必要であると認められる者をいう。